

第80期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面記載省略事項)

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について
会社の支配に関する基本方針
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

文化シヤッター株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シャッターグループCSR憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。
 - イ. 当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査等を行う。
 - ウ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。
 - エ. 当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。
 - オ. 問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。
 - カ. 「文化シャッターグループCSR行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。
 - キ. 今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。
- ② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。
 - イ. 製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。
 - ウ. 取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、CSR担

当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。

エ. 当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。

イ. 取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。

ウ. 「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア. 「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。

イ. 子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。

イ. 重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

ア. 取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。

また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

イ. 従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。

ウ. 「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。

エ. 当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。

⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。

イ. 監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。

ウ. 監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。

エ. 監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

「文化シャッターグループCSR憲章」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所および外部専用窓口を設置しております。

また、定期的に全役員および従業員を対象に主に当社グループの事業活動に関連する諸法令等についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を9回開催し、社外取締役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するとともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「情報セキュリティポリシー」等の定めに基づき、サイバーセキュリティの脅威への対策を講じることや、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④ グループガバナンス体制構築に関する取組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに関する取組みの状況

当社の監査等委員会は社外取締役4名を含む5名で構成されており、当事業年度においては監査等委員会を12回、代表取締役とのミーティングを3回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査（リモート監査等を含む。）を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

会社の支配に関する基本方針

I. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動は、企業活動・経済の活性化にとって有効な手段の一つであり、当社株式の大規模買付行為等（注）が開始された場合において、これを受け入れるかどうかは、原則として、株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為等又はこれに関する提案のなかには、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのあるものや、株主の皆様へ当社株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。

したがって、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社株式の大規模買付行為等を行おうとする者に対しては、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて独立性を有する社外役員の意見を尊重した上で取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討等に必要な情報と時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時々において適宜適切な措置を速やかに講じてまいります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本的な考え方は以上のとおりであり、当社取締役会といたしましては、大規模買付者が大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報とが株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えています。かかる観点から、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、当社の株主の皆様によるこのような検討及び判断の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。そして、株主意思確認総会において、株主の皆様が、当該大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合には（当該意思は、当該大規模買付行為等が行われた場合に当社が所定の対抗措置を講じることについての承認議案が、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様への議決権の過半数の賛成によって可決されるか否かを通じて表明されるものとさせていただきます。）、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等が、株主意思確認総会において開示された条件及び内容等に従って行われる限り、それを実質的に阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、又は、(b)大規模買付者が下記Ⅲに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合のみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

（注）本対応方針（下記Ⅲで定義されます。以下同じです。）において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を21%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が21%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①若しくは②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該

当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の議決権割合の合計が21%以上となるような場合に限りま。）

であると合理的に判断される行為を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）、(iii) 上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー及びこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、並びに(iv) 上記(i)乃至(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式を譲り受けた者を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第114項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）又は(ii) 特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士並びに会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ) 上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値最大化又は株主の皆様共同の利益の観点から問題ないと考える旨の独立委員会による認定がない限り、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算

上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書、自己株券買付状況報告書、決算短信及び四半期決算短信のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

- (注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。
- (注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準（別紙2。但し、独立委員会は、法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。
- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が21%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の議決権割合との合計が21%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に、特定株主グループの議決権割合が21%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての議決権割合の合計が21%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。）、又は新たに他の株主との間で行う上記③に掲げる行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取組み

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、以下の社是、経営理念のもと、1955年の創業以来、シャッターやドア等の住宅・ビル用建材を製造、販売、施工することによって、お客様に「安心」「安全」「快適環境」を提供してきました。また「安心」「安全」「快適環境」はもとより、人、社会、環境にやさしい「多彩なものづくり」と「サービス」を通じて社会の発展に貢献し、人々の幸せを実現することを使命と定め、この使命を具現化した商品とサービスをお客様に提供することにより、企業価値ひいては株主共同の利益の持続的かつ長期的向上に取り組んでおります。

1. 社是

誠実 誠実とは心のふれあいである。真心のふれあいでは信頼は生まれる。

努力 努力とは創造する行為の持続力である。

奉仕 奉仕とは自発的な行為、行動でお客様や社会のお役に立つこと。

2. 経営理念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します。

私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します。

私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します。

当社グループの企業価値の源泉は、創業以来、独創的な発想と開発力によって、業界の先駆けとなる製品やサービスを次々と発表することで築き上げてきた「技術の文化」というブランドをはじめとして、人的資源を含む有形無形の経営資源、そして株主の皆様、お客様、取引先、従業員、地域関係者の皆様等のステークホルダーの皆様との関係にあると考えております。

当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的かつ継続的に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、以下の施策を実施しております。

(2) 中期経営計画の実行

当社グループでは、2024年度から2026年度における新たな3カ年の中期経営計画をスタートさせ、『恒久的な企業価値の創出を目指して』を基本テーマとして掲げ、課題の見える化を最優先とし、次世代に向けた恒久的な利益創出の仕組みづくりと人材育成に取り組んでおります。

初年度のテーマである「徹底した業務プロセスの見える化」の取り組みで顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、2年目である2025年度は、「効率的な業務プロセスの構築」を基本テーマとし、新たな意識、発想、着眼点から利益創出の仕組みを再構築してまいりました。

最終年度となる2026年度は、「利益の可視化に向けた構造改革の実践」を基本テーマとし、2年間で顕在化した生産性や成長を妨げる課題に対し、利益創出のための新たな仕組みを実行に移してまいります。

全ての部門で展開される成長戦略を確実に実行し、それらを習慣化することで持続して成果を上げていく企業文化を作り上げ、「快適環境ソリューショングループ」として進化し続けてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

(1) コーポレート・ガバナンス（企業統治の推進）

当社グループでは、厳しい事業環境のもとで、企業競争力強化の観点から迅速で適切な経営判断を行うことが重要であると考えております。また、経営の透明性の観点から、経営のチェック機能の強化及び公平性を保つことも重要であると考え、コーポレート・ガバナンスを充実させるための体制整備やきめ細かい情報公開に取り組んでおります。

経営の体制としては、2017年6月より監査等委員会設置会社へと移行し、取締役会の議決権を保有する5人の監査等委員である取締役で構成される監査等委員会が取締役の業務執行状況を監査・監督する体制を構築、整備することで、さらなる適法性、透明性の確保を図ってまいります。

また、2021年8月31日開催の取締役会において、取締役の選解任等及び報酬等の決定に関する取締役会の機能の独立性及び客観性並びに説明責任の強化を目的として、同日付で取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、その後、本委員会のさらなる機能強化を目的として委員長を独立社外取締役とすることを決議いたしました。

内部統制システムについては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、当社グループの全役職員が効率性、公正性、法令順守、資産の保全を全業務の中で達成する取り組みを行っております。

また、当社グループでは、企業の社会的責任を果たすことが企業価値の持続的な向上に不可欠であると考え、当社グループ「CSR憲章」「CSR行動指針」のもと、企業の発展のための重要なテーマであるESG（環境・社会・ガバナンス）の視点に基づく事業活動を重視しており、全役職員によるお客様満足の追求、全社的なコンプライアンス体制の整備による誠実な企業経営、脱炭素活動の推進や気候変動リスクへの対応などの環境負荷軽減、全ての従業員が働きがいを持って業務に従事するための働き方の革新等に取り組むとともに、全世界共通の目標である「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」への取り組みも強化し、当社グループの企業価値向上と持続可能な社会の発展に向けた取り組みを強化してまいります。

(2) その他

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社取締役会は、2025年9月3日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保する観点から、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されているものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の一部を見直すとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（同号ロ(2)）として、①ダルトンら（注）による当社株券等を対象とする本株式買集め及び②ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等が継続している状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記Ⅰ「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えています。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるに当たっての判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様にお

ける検討時間を確保することが必要であると考えています。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えています。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、本対応方針は、本株式買集めにより、ダルトンらとその議決権割合を21%以上とする当社株券等の買付行為等（即ち、大規模買付行為等）を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、ダルトンらによる当社株券等を対象とする大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、当社取締役会においてその導入を決定しました。また、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについても、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっています。したがって、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様が議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様が合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しています。

本対応方針の詳細につきましては、2025年9月3日付で公表いたしました「ダルトンらによる当社の株券等を対象とする大規模買付行為等を踏まえた当社の株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

<https://ssl4.eir-parts.net/doc/5930/tdnet/2683773/00.pdf>

本対応方針は2025年9月3日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。但し、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを含む大規模買付行為等への対応に主眼を置いて導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されていません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によ

り、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

(注) 「ダルトンら」とは、ダルトン・インベストメンツ・インク (Dalton Investments, Inc.) (以下「ダルトン」といいます。)、ニッポン・アクティブ・バリュー・ファンド (NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC) (以下「NAVF」といいます。)、エヌエーブイエフ・セレクト・エルエルシー (NAVF Select LLC) (以下「NAVF Select」といいます。)、ダルトン・インベストメンツ・エルエルシー (Dalton Investments LLC) (以下「ダルトンLLC」といいます。)、ダルトン・アドバイザー株式会社 (以下「ダルトンアドバイザー」といいます。)、Rosenwald Capital Management, Inc.、ライジング・サン・マネジメント (Rising Sun Management Ltd.) (以下「RSM」といいます。)、Hikari Acquisition、Michael 1925、ジェイエムビーオー・ファンド・リミテッド (以下「JMO」といいます。) の総称です。

IV. これらの取り組みについての当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、次の理由から、上記取り組みが、上記 I. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的としたものでもないと考えております。

(1) 平時導入の対応方針に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」並びに、東京証券取引所の定める平時導入の対応方針に関する規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

(2) 株主意思の尊重 (株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

本対応方針は、当社取締役会の決議により導入するものであり、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることは予定していませんが、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、原則として株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を付与しないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を確保するためにやむを

得ないものと考えています。

さらに、本対応方針は2026年9月3日から効力が生じるものとしますが、その有効期間は、原則として、2026年6月開催の当社定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記Ⅲに記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会において対抗措置発動議案が承認されるか否かにより対抗措置が発動されるか否かが決定されることとなります。また、大規模買付者が、上記Ⅲに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。このため、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記Ⅲ記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしています。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されています。

したがって、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除したものです。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	15,051	11,292	78,919	△ 1,079	104,183
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 5,614		△ 5,614
親会社株主に帰属する 当期純利益			12,639		12,639
自己株式の取得				△ 2,000	△ 2,000
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,025	△ 2,000	5,024
2026年3月31日 残高	15,051	11,292	85,944	△ 3,079	109,208

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主分 持	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 延 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日 残高	4,179	0	△ 45	2,030	2,939	9,104	162	113,450
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 5,614
親会社株主に帰属する 当期純利益								12,639
自己株式の取得								△ 2,000
持分法適用会社に対する 持分変動に伴う自己株式の増減								△ 0
株主資本以外の項目の連結会計年 度中の変動額(純額)	1,770	4	0	△ 726	484	1,533	1	1,534
連結会計年度中の変動額合計	1,770	4	0	△ 726	484	1,533	1	6,559
2026年3月31日 残高	5,950	5	△ 46	1,304	3,424	10,637	164	120,009

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結会社の状況

連結子会社の数	28社
主要な連結子会社の名称	B X 新生精機株式会社 文化シャッターサービス株式会社 B X ゆとりフォーム株式会社 B X テンパル株式会社 B X 西山鉄網株式会社 BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD

当連結会計年度より、当社の連結子会社であったB X 鐵矢株式会社及びB X 東北鐵矢株式会社は、同じく当社の連結子会社であるB X ティアール株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度より、当社の連結子会社であったB X ケンセイ株式会社及びB X 文化パネル株式会社は、同じく当社の連結子会社であるB X ルーテス株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社等の状況

持分法適用の関連会社数	2社
主要な会社の名称	不二サッシ株式会社 EUROWINDOW, JSC.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	文化シャッター秋田販売株式会社 文化シャッター高岡販売株式会社
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない関連会社2社については、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
事業年度等に関する事項	持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちBX BUNKA VIETNAM CO., LTD.、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTDとその子会社であるSTEEL-LINE GARAGE DOORS AUSTRALIA PTY LTD他8社、BX SHINSEI VIETNAM CO., LTD.及びBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDとその子会社であるWindsor Doors Limitedの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

製品・仕掛品

主として総平均法

原材料

主として最終仕入原価法

商品・貯蔵品

主として個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～65年

機械装置及び運搬具 3～17年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

ロ. 無形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

また、顧客関連資産、技術関連資産等は、経済的耐用年数に基づいて償却しております。

ハ. リース資産

・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用権資産

資産の耐用年数又はリース期間のうちいずれか短い期間に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ハ. 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - ニ. 工事損失引当金
工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い連結会計年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。
 - ホ. 役員退職慰労引当金
連結子会社は、役員退職金支給に備えるため、それぞれの内規に基づく連結会計年度末支給額全額を計上しております。
 - ヘ. 役員株式給付引当金
株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付に係る会計処理の方法
- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
(追加情報)
当社及び一部の連結子会社は、2026年4月1日を施行日とする退職規定の変更の決定及び周知を行い、昇給上限年齢の引き上げに伴う退職一時金・年金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が増加し、過去勤務費用665百万円が発生しております。
- ハ. 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ニ. 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
当社グループは、シャッター関連製品事業における工場・倉庫向けシャッター、店舗向けシャッター等、建材関連製品事業におけるビル・マンション用ドア、学校用パーティション、住宅用ドア・エクステリア等の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の

進捗度に応じて収益を認識しております。リフォーム事業に係る収益は、主に住宅の増改築工事及び住宅設備の取り替え・補修工事であり、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

当社グループが代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

工事契約に関しては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期が短い工事については、原価回収基準は適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には、振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………商品の輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主として、輸入仕入に係る為替変動リスクを回避するため、外貨建営業債務の残高の範囲内でヘッジを行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑧ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間にわたり均等償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「保険解約返戻金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(のれん等の評価)

当社グループは、企業結合により取得したのれん及びその他の無形固定資産に含まれる顧客関連資産等（以降、のれん等という）の無形固定資産を保有しており、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD 及びBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED に関するのれんも含まれております。これらは被取得企業の今後の事業展開によって期待される効果の及ぶ期間に

わたって均等償却しております。のれんを含む無形固定資産に関し、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの継続的なマイナス、事業内容の変化等による回収可能価額を著しく低下させる変化もしくは経営環境の著しい悪化等の事象が生じているか、あるいは生じる見込みである場合等には、減損の兆候があると判断する必要があります。のれん等の評価にあたっては、取得時に見込んだ事業計画に基づく営業利益及び営業キャッシュ・フローの達成状況等を検討し、また、将来の事業計画については市場動向を踏まえた販売数量及び物価動向を踏まえた取引価格を主要な仮定として策定しております。そのため、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれん	9,702百万円
その他の無形固定資産 (繰延税金資産)	6,434百万円

当社グループは、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があるかと判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。なお当社グループの事業計画は、新設住宅着工戸数等の市場見通し及び原材料価格の変動を主要な仮定として策定しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産	4,706百万円
--------	----------

4. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1)有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 55,147百万円 |
| (2)受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下の通りであります。 | |
| 受取手形 | 1,414百万円 |
| 売掛金 | 36,364百万円 |
| 契約資産 | 6,058百万円 |
| (3)電子記録債権割引高 | 20百万円 |
| (4)電子記録債権裏書譲渡高 | 140百万円 |

5. 連結損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------------------|------------|
| (1)売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 | 236,282百万円 |
| (2)特別利益の主な内訳 | |
| 固定資産売却益 | 165百万円 |
| 投資有価証券売却益 | 131百万円 |
| (3)特別損失の主な内訳 | |
| 固定資産除却損 | 143百万円 |
| 固定資産売却損 | 9百万円 |

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1)当連結会計年度末日における発行済株式総数 | |
| 普通株式 | 72,196千株 |
| (2)当連結会計年度中に行った剰余金の配当 | |
| ① 2025年6月17日開催の第79期定時株主総会において、次のとおり決議しております。 | |

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,001百万円
1株当たり配当額	42円00銭
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月18日

(注) 2025年6月17日開催の第79期定時株主総会決議による配当金の総額には、役員に対する業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

② 2025年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	2,613百万円
1株当たり配当額	37円00銭
基準日	2025年9月30日
効力発生日	2025年12月1日

(注) 2025年11月5日取締役会決議による配当金の総額には、役員に対する業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当

2026年6月17日開催の第80期定時株主総会において、次の議案が提出されます。

普通株式の配当に関する事項

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	2,613百万円
1株当たり配当額	37円00銭
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月18日

(注) 2026年6月17日開催の第80期定時株主総会に提出される議案の配当金の総額には、役員に対する業績連動型株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式に対する配当金10百万円が含まれております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、シャッター及び建材等の製造販売事業を行うための事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。必要な運転資金を銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。社債は、企業買収に係る資金調達であります。このうち借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる事項「(4)会計方針に関する事項⑦重要なヘッジ会計の方法」

に記載しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、相手取引先を信用性の高い金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、主に固定金利での借入を行っております。変動金利の借入金については、定期的に市場金利の状況を把握することにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定め、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は投資有価証券には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、1年以内返済予定の長期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	10,942	10,942	—
関連会社株式	6,467	2,571	△ 3,895
資 産 計	17,409	13,514	△ 3,895
社 債	10,000	9,625	△ 374
長期借入金	1,600	1,583	△ 16
リース債務	7,683	7,637	△ 46
負 債 計	19,283	18,846	△ 436

市場価格のない株式

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等（注）	4,693

（注）非上場株式については、市場価格がなく、時価開示の対象としておりません。

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券	10,942	—	—	10,942
資 産 計	10,942	—	—	10,942

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
関連会社株式	2,571	—	—	2,571
資 産 計	2,571	—	—	2,571
社 債	—	9,625	—	9,625
長期借入金	—	1,583	—	1,583
リース債務	—	7,637	—	7,637
負 債 計	—	18,846	—	18,846

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は取引所の価格によって評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

負 債

社債

社債の時価は、元利金の合計額を、残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

当社グループは、「シャッター関連製品事業」、「建材関連製品事業」、「サービス事業」及び「リフォーム事業」の4つの報告セグメントに区分しており、当該報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象としていることから、これらの4事業で計上する収益を売上高として表示しております。これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	顧客との契約から 生じる収益	その他の収益	外部顧客への売上高
シャッター関連製品事業	94,193	—	94,193
建材関連製品事業	93,511	—	93,511
サービス事業	32,596	—	32,596
リフォーム事業	6,940	—	6,940
報告セグメント計	227,241	—	227,241
その他(注)	9,040	—	9,040
合計	236,282	—	236,282

(注)「その他」区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、止水事業、遮熱事業、太陽光発電システム事業、不動産賃貸事業、保険代理店事業、建設設計事業等を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、地域別に支店を置き、取り扱う製品・サービスについて各地域での包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。「シャッター関連製品事業」は、工場・倉庫向けシャッター、店舗向けシャッター等の生産・販売、「建材関連製品事業」は、ビル・マンション用ドア、学校用パーティション、住宅用ドア・エクステリア等の生産・販売、「サービス事業」は、既設シャッター・建材の保守及び修理を行っており、「リフォーム事業」は、住宅の増改築及び住宅設備の取り替え・補修を行っております。

顧客との契約における履行義務の充足の時期及び取引価格および履行義務への配分額の算定方法については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる事項(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

イ. 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	48,269百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	48,739百万円
契約資産(期首残高)	6,649百万円
契約資産(期末残高)	6,058百万円
契約負債(期首残高)	4,503百万円
契約負債(期末残高)	4,033百万円

契約資産は、工事請負契約から生じる未請求の債権であり、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。契約負債は、契約に基づく履行に先立ち受領した対価であり、当社及び連結子会社が契約に基づき履行するにつれて(もしくは履行した時点で)収益に振り替えられます。

ロ. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は108,597百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額..... 1,703円84銭
(2) 1株当たり当期純利益..... 179円09銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。(期末株式数に含まれる信託保有の当社株式276千株、期中平均株式数に含まれる信託保有の当社株式276千株。)

10. その他の注記

(コミットメントライン契約)

当社は、2023年10月23日付で、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	7,000百万円

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					土地圧縮 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
2025年4月1日 残高	15,051	9,151	2,097	11,248	31	46,000	13,358	59,389	△ 1,074	84,615
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△ 5,614	△ 5,614		△ 5,614
当期純利益							10,229	10,229		10,229
自己株式の取得									△ 2,000	△ 2,000
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,615	4,615	△ 2,000	2,615
2026年3月31日 残高	15,051	9,151	2,097	11,248	31	46,000	17,973	64,004	△ 3,074	87,230

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日 残高	3,438	3,438	88,054
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 5,614
当期純利益			10,229
自己株式の取得			△ 2,000
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額 (純額)	1,382	1,382	1,382
事業年度中の変動額合計	1,382	1,382	3,997
2026年3月31日 残高	4,821	4,821	92,052

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等……………総平均法による原価法を採用しております。
- ③ 棚卸資産
 - ・製品、仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・商品、貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ・原材料……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 3年～65年
機械及び装置 3年～17年
また、取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、3年間で均等償却しております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 工事損失引当金……………工事の完成に伴い発生することが確実な受注工事の損失に備えるため、工事原価の発生見込額が受注金額を超過する可能性が高い事業年度末手持工事のうち、当該超過額を合理的に見積ることが可能となった工事について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
- ⑤ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

当社は、2026年4月1日を施行日とする退職規定の変更の決定及び周知を行い、昇給上限年齢の引き上げに伴う退職一時金・年金制度の改定を行っております。これに伴い、退職給付債務が増加し、過去勤務費用499百万円が発生しております。

⑥ 役員株式給付引当金……………株式交付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑦ 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する投融資額を超えて負担することが見込まれる額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社は、シャッター関連製品事業における工場・倉庫向けシャッター、店舗向けシャッター等、建材関連製品事業におけるビル・マンション用ドア、学校用パーティション、住宅用ドア・エクステリア等の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。保守サービスに係る収益は、主に商品又は製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。リフォーム事業に係る収益は、主に住宅の増改築工事及び住宅設備の取り替え・補修工事であり、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

工事契約に関しては、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが出来ない工事については、原価回収基準を適用しております。また、工期が短い工事については、原価回収基準を適用せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

（関係会社株式の評価）

貸借対照表に計上している関係会社株式には、連結子会社であるBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD 及びBX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDの株式が含まれております。当該株式の取得価額には企業結合時に見込まれた超過収益力を含んでおり、減損処理の要否の検討に当たっては、取得時の事業計画の達成状況及び将来の事業計画の達成可能性をモニ

タリリングする等によって判定しております。当該見積りにおいて用いた仮定について、経営環境の著しい変化や収益状況の悪化等によって見直しが必要となった場合には、翌事業年度の計算書類において、同社株式の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当該見積りの仮定については、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関係会社株式……………26,639百万円

(繰延税金資産)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得によって、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。なお当社の事業計画は、新設住宅着工戸数等の市場見通し及び原材料価格の変動を主要な仮定として策定しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産……………3,445百万円

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額……………33,080百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権……………3,217百万円

長期金銭債権……………14,372百万円

短期金銭債務……………2,547百万円

長期金銭債務……………60百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高……………10,946百万円

仕 入 高……………23,494百万円

営業取引以外の取引高……………4,751百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	1,017千株	816千株	一千株	1,834千株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加816千株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加816千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります

2. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式が276千株含まれておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金……………4,090百万円

賞与引当金……………1,080百万円

貸倒引当金……………627百万円

投資有価証券評価損……………567百万円

未払事業税……………134百万円

関係会社事業損失引当金……………93百万円

減損損失……………57百万円

役員株式給付引当金……………31百万円

その他	609百万円
繰延税金資産小計	7,293百万円
評価性引当額	△1,572百万円
繰延税金資産合計	5,720百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,870百万円
前払年金費用	△ 383百万円
土地圧縮積立金	△ 14百万円
その他	△ 5百万円
繰延税金負債合計	△2,274百万円
繰延税金資産の純額	3,445百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	B X ティアール 株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注1)	124 16	短期貸付金 長期貸付金	122 1,472
子会社	BX BUNKA VIETNAM CO., LTD.	所有 直接100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注2)	7 15	短期貸付金 長期貸付金 (注3) その他の 流動資産	38 1,710 0
子会社	STEEL-LINE GARAGE DOORS AUSTRALIA PTY LTD	所有 間接100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注4)	411 141	短期貸付金 長期貸付金 その他の 流動資産	393 7,347 2
子会社	BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITED	所有 直接100.0%	資金の援助	資金の回収 利息の受取 (注5)	258 137	短期貸付金 長期貸付金 その他の 流動資産	274 3,226 2
関連会社	不二サッシ株式会社	所有 直接23.6%	当社製品の販売	当社製品の 販売(注6)	893	売掛金	295

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. B Xティアール株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. BX BUNKA VIETNAM CO., LTD. に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. BX BUNKA VIETNAM CO., LTD. に対する貸付金に対し、貸倒引当金を1,729百万円計上しており、当事業年度にお

いて貸倒引当金繰入額を845百万円計上しております。

4. STEEL-LINE GARAGE DOORS AUSTRALIA PTY LTDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
5. BX BUNKA NEW ZEALAND LIMITEDに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
6. 当社製品の販売については、一般の取引条件と同様に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額……………1,308円26銭

(2) 1株当たり当期純利益……………144円90銭

(注) 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を期末株式数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。(期末株式数に含まれる信託保有の当社株式276千株、期中平均株式数に含まれる信託保有の当社株式276千株)

10. その他の注記

コミットメントライン契約

当社は、2023年10月23日付けで、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	7,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引額	7,000百万円